

○浦添市配食サービス事業実施規程

平成24年3月30日

告示第43号

改正 平成28年4月1日告示第80号

(趣旨)

第1条 この告示は、在宅のひとり暮らしの高齢者等に対する配食サービス事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平28告示80・一部改正)

(事業の目的)

第2条 この事業は、配食サービスを提供することによって、在宅のひとり暮らし高齢者等の食生活の改善と健康増進を図り、もって在宅での自立支援に資することを目的とする。

(平28告示80・一部改正)

(実施主体等)

第3条 この事業の実施主体は、浦添市とする。ただし、利用対象者及び事業内容等の決定を除き、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人又は民間事業者等（以下「事業者」という。）に委託することができるものとする。

(事業種別)

第4条 事業者は、次の事業を実施する。

- (1) 見守り配食サービス事業
- (2) 浦添市介護保険任意事業実施規程（平成18年告示第19号）第3条第3号による要支援・要介護認定高齢者配食サービス事業

(平28告示80・追加)

(対象者)

第5条 事業の対象者は、市内に住所を有し、かつ、居住している者で、高齢、心身の障害及び傷病等の理由により食事の調理及び手配が困難なため、この事業を実施する必要があると認める者のうち、次の各号のいずれかの世帯に属するものとする。

- (1) おおむね65歳以上の単身世帯
- (2) おおむね65歳以上のみの世帯又はこれに準ずる世帯かつ高齢、心身の障害及び傷病等の理由により食事の調理及び手配が困難な者だけで構成される世帯
- (3) その他市長が特に必要と認める世帯

2 前項に掲げる者のうち、第1号に該当する者を前条第1号の対象者に、第2号に該当する者を前条第2号の対象者とする。

- (1) 介護保険法に定める要支援及び要介護の認定を受けていない者
- (2) 介護保険法に定める要支援又は要介護の認定を受けている者

(平28告示80・旧第4条線下・一部改正)

(事業内容)

第6条 事業は、配食が必要と認められた者に対し、栄養のバランスのとれた食事を調理し、定期的に居宅に訪問して提供するとともに、安否を確認し、健康状態に異常等があった場合には、関係機関への連絡等を行い、必要な措置を講ずるものとする。

2 配食は月曜日から土曜日まで（ただし、1月1日から1月3日、台風及び地震等の自然災害が発生し、配食が困難と市長が認めるときを除く。）のうち、週6回以内の夕食とする。

3 事業の利用の可否及び第13条に規定する利用者負担金の決定は市が行い、献立、調理、配達、安否確認等は、事業者へ委託するものとする。

(平28告示80・旧第5条線下・一部改正)

(関係機関との連携等)

第7条 市長は、事業者、民生委員、浦添市社会福祉協議会及び浦添市地域包括支援センター等との連携を密にし、事業の円滑な運営に努めるものとする。

2 事業者は、配食を受ける者の健康等を十分勘案し、食品衛生管理を徹底するとともに、保健所等の関係機関との密接な連携を保つものとする。

(平28告示80・旧第6条線下)

(利用の申請)

第8条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、配食サービス事業利用申請書（様式第1号）と配食サービス事業利用誓約書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

(平28告示80・旧第7条線下)

(決定及び通知)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容審査及び実態調査（以下「アセスメント」という。）を行い、配食サービスの利用の可否を決定し、配食サービス事業利用登録決定通知書（様式第3号）又は配食サービス事業利用登録却下決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用の決定をした者（以下「利用者」という。）を配食サービス事業利用登録台帳（様式第5号）に登録し、配食サービス事業利用登録通知書（様式第6号）により、事業者へ通知するものとする。

(平28告示80・旧第8条線下)

(利用者の協力)

第10条 利用者は、配食サービスの利用にあたり、食事する時間帯や衛生面等に十分注意を払い、事業が円滑に行われるよう事業者に協力するものとする。

(平28告示80・旧第9条繰下)

(利用の変更)

第11条 利用者は、決定を受けた内容を変更又は休止しようとするときは、配食サービス事業利用(変更・休止)申請書(様式第7号)を速やかに市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに内容審査及びアセスメントを行い、利用内容の変更又は休止を決定し、配食サービス事業利用(変更・休止)決定通知書(様式第8号)及び配食サービス事業利用(変更・休止)通知書(様式第9号)により、利用者及び事業者へ通知するものとする。

(平28告示80・旧第10条繰下・一部改正)

(利用の休止又は廃止)

第12条 市長は、利用者が病院等へ入院したとき、又は第13条の利用者負担金を支払わないときは、配食サービスの利用を停止することができる。

2 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、配食サービスの利用を廃止するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 他市町村に転出したとき。
- (3) 介護保険施設等に入所したとき。
- (4) 第5条の規定に該当しなくなったとき。
- (5) 辞退の申出があったとき。
- (6) 3か月以上サービスの利用がないとき。

3 市長は、前項の規定により利用の廃止を決定したときは、配食サービス事業利用廃止決定通知書(様式第10号)及び配食サービス事業利用廃止通知書(様式第11号)により利用者及び事業者へ通知するものとする。

(平28告示80・旧第11条繰下・一部改正)

(利用者負担)

第13条 利用者は、配食サービスの実施に必要な食材費及び調理費(以下「利用者負担金」という。)を事業者へ支払うものとする。

2 利用者負担金は、当該年度における利用者の属する世帯の市県民税課税状況に基づき、次の表のとおりとする。ただし、第8条の規定による申請が、当該年度の4月1日から6月30日までに行われた場合は、前年度の課税状況によるものとする。

種類	対象者	利用者負担金	
		食材費	調理費
健康食	市県民税非課税世帯に属するもの（生活保護受給世帯を含む）	225円	75円
	上記以外の世帯に属するもの	300円	100円
制限食	市県民税非課税世帯に属するもの（生活保護受給世帯を含む）	300円	75円
	上記以外の世帯に属するもの	400円	100円

3 市長は、毎年6月30日現在の受給者について、当該年度における市県民税の課税状況を調査し利用者負担金の決定を行うものとする。その場合、配食サービス事業利用者負担金決定通知書（様式第12号）及び配食サービス事業利用者負担金通知書（様式第13号）により、利用者及び事業者へ通知する。

（平28告示80・旧第12条線下・一部改正）

（帳簿の整備）

第14条 事業者は、この事業に係る経理及びサービスの内容、利用回数等を記録の上、利用状況報告書を作成し、市長に報告するものとする

（平28告示80・旧第13条線下）

（守秘義務）

第15条 事業者及びその他関係機関は、利用者の身上その他家庭に関して知り得た情報を関係機関以外の者へ漏らしてはならない。

（平28告示80・旧第14条線下）

（調査）

第16条 市長は、特に必要があると認めるときは、事業者が行なう事業の内容を調査し、必要な指示をすることができるものとする。

（平28告示80・旧第15条線下）

（雑則）

第17条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（平28告示80・旧第16条線下）

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第80号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。